

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和2年度）

住 所 吹田市千里万博公園1番8号

事業者名 大阪モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 井出 仁雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	全ての駅で公共交通移動等円滑化基準に適合している。	

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	特になし。	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員による対応を実施	全ての駅に対応できるよう駅係員を配置し、高齢者、障害者の支援ができる体制を整備している。	毎年度継続

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・駅および車両のモニターによる情報提供 ・駅構内放送および車内放送による情報提供	・モニターによる声掛けサポートの実施についての案内等を掲出。 ・放送による声掛けサポートの実施についての案内等を実施。	毎年度継続

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員による対応訓練を実施	バリアフリー研修（乗降補助訓練等）を都度実施。	毎年度継続

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	④と同じ。	

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

特になし。

- (3) 報告書の公表方法

HPにて公表。

- (4) その他

特になし。

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和2年度）

住 所 吹田市千里万博公園1番8号

事業者名 大阪モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 井出 仁雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和2年度）

住 所 吹田市千里万博公園1番8号

事業者名 大阪モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 井出 仁雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
3000系	2021(令和3)年～2025(令和7)年度で計7編成導入予定 2021(令和3)年度：2本(52,53編成) 2022(令和4)年度：2本(54,55編成) 2024(令和6)年度：2本(56,57編成) 2025(令和7)年度：1本(58編成)	2020(令和2)年度は1編成を導入。 (51編成)

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
設備・機器等の維持管理	車内案内表示装置、自動放送装置は、検査時に動作確認を実施。 また、機器が故障した場合は、運用終了後すみやかに予備品と交換を実施	今年度の計画と同様に実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員による対応を実施	介助が必要なお客さまへの声掛けを実施。	毎年度継続

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・駅および車両のモニターによる情報提供 ・駅構内放送および車内放送による情報提供	・モニターによる声掛けサポートの実施についての案内等を掲出。 ・放送による声掛けサポートの実施についての案内等を実施。	毎年度継続

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員による対応訓練を実施	バリアフリー研修（乗降補助訓練等）を都度実施。	毎年度継続

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	④と同じ。	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

特になし。

(3) 報告書の公表方法

HPにて公表。

(4) その他

特になし。

II. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
跨座式鉄道	22 88 編成 (両)	2 8 編成 (両)	2 編成	0 編成	0 編成	22 編成	22 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	22 88 編成 (両)	2 8 編成 (両)	2 編成	0 編成	0 編成	22 編成	22 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	